

まほろば秦野通信

令和5年6月27日

タイトル	パートナーシップ宣誓制度の手続きを簡素化 自治体間連携へ協定を締結しました
When (いつ)	【締結日】6月27日(火曜日) 【運用開始日】7月1日(土曜日)
Where (どこで)	秦野市、厚木市、海老名市、伊勢原市、愛川町及び清川村
Who (だれが)	※締結式は行わず、持ち回りで協定書に押印します。
What (なにを)	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定 ※令和4年7月に厚木市、愛川町、清川村の3自治体が締結していましたが、 秦野市、海老名市、伊勢原市が加わり、6自治体間での協定となりました。
Why (なぜ)	パートナーシップを宣誓された方の住所異動に伴う宣誓制度の手続 の負担軽減を図ることを目的としています。 【概要】 宣誓した方が住所異動する際、転入前の自治体での返還手続と転入先 の自治体での宣誓手続きが必要でしたが、協定により、6自治体間での 住所異動では転入前自治体での手続きが不要になります。 さらに、転入先自治体での手続きも簡素化され、転入前自治体の宣誓 日が引き継がれます。
過去の実績	本市として、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する 協定の締結は、今回が初めてとなります。
今後の取り組み	・本市のパートナーシップ宣誓制度は、7月1日からスタートします。 ・今後も近隣自治体との連携の拡大を図ります。
ホームページ URL	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/genre/1000000000747/index.html
問い合わせ	市民相談人権課 人権推進担当：飯田 電話：0463(82)7618(直通)